

申込みの注意点

1. 譲渡対象者 勝浦町民の皆様及び勝浦町内事業者の皆様

町民の皆様

確認のため運転免許証等本人が確認できるものをご持参ください。

勝浦町内事業者の皆様

- ① 確認のため運転免許証等本人が確認できるもの
- ② 健康保険証等事業者で雇用されているものがわかるもの等

2. 譲渡条件 無償譲渡

3. 手続き

申し込み用紙に必要事項を記入の上、令和4年12月20日（火）（土日除く 8時30分～17時15分）までに教育委員会までお申し込みください。（FAX・メールでの申込み可能）

申し込みいただいた後、教育委員会から譲渡対象者の方に引換証（日時場所を記載しているもの）を送付しますので、各小中学校で交換してください。

申込み多数の場合は町民の皆様を優先させていただきます。また、申込み数のご希望に添えない場合もありますのでご注意ください。

4. 注意点

- 事前の内覧はしません。別添写真をご覧ください。
- 机・椅子セットでの譲渡を優先します。
- 机・椅子の運搬はご自身でお願いします。
- 不要になった際の廃棄はご自身で責任をもって廃棄をお願いします。
- 譲渡に伴い費用が発生した場合は、自己負担でお願いします。
- 譲渡後の返品・交換等の対応はできません。
- 譲渡後の転売は絶対にしないでください。

問い合わせ先・申込み先

勝浦町教育委員会

TEL 0885-42-2515

Fax0885-42-3028

Mail kyouiku@town.katsuura.i-tokushima.jp